

鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本県の主要農作物の優良な種苗の生産及び普及に関し必要な事項を定めることにより、主要農作物の優良な種苗の将来にわたる安定的な生産及び供給を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主要農作物 稲、麦、大豆及びさとうきびをいう。
- (2) 種苗 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第3項に規定する種苗をいう。
- (3) ほ場審査 知事が、種苗生産ほ場において栽培中の主要農作物の生育状況等について審査することをいう。
- (4) 生産物審査 知事が、種苗生産ほ場において生産された稲、麦及び大豆の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。
- (5) 種苗生産者 主要農作物の種苗を生産する者をいう。
- (6) 関係機関等 主要農作物の種苗の生産及び供給に関係する機関又は団体をいう。

(県の責務)

第3条 県は、主要農作物の優良な種苗の生産及び普及に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の施策の推進に当たっては、種苗生産者及び関係機関等との連携を図るものとする。

(種苗生産者及び関係機関等の責務)

第4条 種苗生産者及び関係機関等は、この条例の目的を達成するため、県が実施する主要農作物の優良な種苗の生産及び普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ほ場の指定)

第5条 知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種苗を生産する者が経営するほ場を指定種苗生産ほ場として指定する。

(審査)

第6条 指定種苗生産ほ場の経営者（以下「指定種苗生産者」という。）は、その経営する指定種苗生産ほ場についてほ場審査を受けなければならない。

- 2 知事は、前項のほ場審査の結果、当該主要農作物が知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、指定種苗生産者に対し、ほ場審査証明書を交付するものとする。
- 3 稲、麦及び大豆の種子を生産する指定種苗生産者は、指定種苗生産ほ場において生産された種子について、生産物審査を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の生産物審査の結果、当該主要農作物の種子が知事が別に定める基準に適合すると認めるときは、指定種苗生産者に対し、生産物審査証明書を交付するものとする。

(指導等)

第7条 知事は、指定種苗生産者又は指定種苗生産者に主要農作物の種苗の生産を委託した者に対し、主要農作物の優良な種苗の生産及び普及のために必要な指導、助言及び勧告を行うものとする。

(原種及び原原種の生産)

第8条 知事は、ほ場の設置等により、指定種苗生産ほ場において主要農作物の優良な種苗の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種（さとうきびにあつては、原種に限る。）の生産を行うものとする。

2 知事は、知事以外の者が経営するほ場において、稲、麦及び大豆にあつては原種又は原原種が、さとうきびにあつては原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ場又は指定原原種ほ場として指定することができる。

3 前2条の規定は、指定原種ほ場又は指定原原種ほ場における主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。

(優良な品種を決定するための試験)

第9条 知事は、本県に普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するため必要な試験を行うものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、主要農作物の優良な種苗の生産及び普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に知事がした指定その他の行為であつて、第5条、第6条及び第8条の規定による行為に相当するものは、それぞれこれらの規定によりされたものとみなす。